

## 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行令案要綱

### 第一 許可の申請者等の使用人

一 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（以下「法」という。）第十条第二項第三号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）並びに第四項第二号及びル（これらの規定を法第十条第二項及び第十二条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする事。

（第一条関係）

1 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

2 1に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、特定船舶の再資源化解体に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

二 法第十三条第四項において準用する法第十条第四項第二号及びルの政令で定める使用人は、再資源化解体業者の法第十条第一項の許可を受けた特定船舶再資源化解体施設に係る再資源化解体の業務に係る法の規定による地位を承継することとなる者の使用人で、一に掲げるものの代表者であるものとする事。

（第一条関係）

第二 生活環境の保全を目的とする法律を規定すること。  
(第二条関係)

第三 法第三十条第一項の登録を受けた者の登録の有効期間を三年とすること。  
(第三条関係)

第四 外国船級協会の事務所等における検査に要する費用は、当該検査のため職員が当該検査に係る事務所等又は事務所等の所在地に出張するに要する旅費の額に相当するものとする事。  
(第四条関係)

第五 手数料の納付を要しない独立行政法人

一 法第三十八条第一項の手数料の納付を要しない独立行政法人を国立研究開発法人水産研究・教育機構及び独立行政法人海技教育機構とすること。  
(第五条第一項関係)

二 法第三十八条第二項の手数料の納付を要しない独立行政法人を国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所とすること。  
(第五条第二項関係)

## 第六 附則

一 この政令は、法の施行の日から施行するものとする事。ただし、一部の規定は、法附則第一条第二号の政令で定める日から施行するものとする事。  
(附則第一条関係)

二 法附則の規定に基づく所要の規定を整備すること。  
(附則第二条及び第三条関係)

三 関係政令について所要の改正を行うものとする。

(附則第四条から第十条まで関係)